

滝沢市都市計画審議会要領より抜粋

(傍聴人の心得)

第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 指定された出入口から出入しなければならない。
- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても審議会の議席に入ってはならない。
- (7) 審議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他審議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

- 2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。